

墨田区立第三吾嬬小学校

いじめ防止基本方針

—平成31年4月1日 改定—



墨田区立第三吾嬬小学校

平成31年度 墨田区立第三吾嬬小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に長く深い傷を残すものである。いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識が不可欠である。そのため、「いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない」の共通理解のもと、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに対応し解決を目指す。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じる。

（1）教員の人権意識の向上と組織的対応の徹底

いじめ問題に適切に対応するためには、全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解することが不可欠である。いじめの件数が多いこと自体が問題であるという誤った認識を払拭し、どんな軽微ないじめも鋭く見抜き、的確に認知していく。また、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのないよう「学校いじめ対策委員会」を通して学校全体による組織的な対応を行う。

（2）児童からの声を確実に受け止め、児童を守り通す

被害児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害児童が安心して学校生活を送れるようにするため、被害児童を組織的に守り通す取組を徹底して行う。

（3）いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくりを推進する

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童からの発信を促すために、児童による主体的な取組を支援する。

（4）保護者・地域・関係機関との緊密な連携を図り、いじめ問題に対応する

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との緊密な連携を図り、いじめ問題に対応する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策委員会を置く。

② 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめを未然に防止する計画の検討と実施
- いじめを早期発見する具体策の検討と実施
- いじめ事案に対する速やかな対応策の検討と実施
- 重大事態への対処

③ 会議

毎週月曜日の生活指導夕会等での情報交流をもとに、随時会議を開催する。また、月1の生活指導部会において、いじめ問題の点検を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、いじめ担当、当該学年教員、保健主任、スクールカウンセラーで構成する。また、状況に応じて、不登校担当、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等を招集する。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

児童・生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する。

② 所掌事項

- いじめの未然に防止に関しての学校及び学校いじめ対策委員会との連携・支援
- いじめの早期発見策実施に関しての学校及び学校いじめ対策委員会との連携・支援
- いじめ事案対応策に関しての学校及び学校いじめ対策委員会との連携・支援
- 重大事態への対処に関しての学校及び学校いじめ対策委員会との連携・支援
- 学校への地域情報の提供

③ 会議

定例会を学校運営連絡協議会内に置き、年3回実施するとともに、必要なときには臨時学校サポートチームを招集し、事案の分析・対応に当たる。

④ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、地域代表、事案によっては、スクールソーシャルワーカー、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員（スクールサポーター含む）等により構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①いじめを防止し、いじめを見逃さないための取組の実施

- ・毎月10日の「すみだいじめ防止の日」に、いじめ防止に関する学級指導等を行う。
- ・「いじめに関する授業」を年間3回実施し、そのうち1回を「いじめ防止授業地域公開講座」とする。
- ・「三吾あいことば」にある「ふわふわ言葉」や「おたすけ声かけ」についての周知と指導を徹底する。
- ・「三吾小ネット&SNS ルール」の周知と指導を徹底する。

②教員の指導力の向上と組織的対応

- ・年度当初の校内研修において「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。
- ・いじめに関する研修を年間3回以上実施する。
- ・日常におけるよりよい学級経営や人間関係構築のための取組を推進する。
- ・学級担任やスクールカウンセラーによる、問題を抱えた児童への積極的な働き掛けや面談を実施する。
- ・全ての授業で、児童一人一人を大切にした授業を実施し、児童相互がよさを認め合える授業を展開する。
- ・児童一人一人の考えや学びのよさを発揮できる授業を実施する。
- ・年度末に「学校いじめ防止基本方針」が、本校の実情に応じた実効性のある内容になっているかを検証し、改善を図る。

③保護者、地域、関係諸機関等との共通理解の形成

- ・保護者や地域・関係諸機関との連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会や「学校サポートチーム」の会議等において「学校いじめ基本方針」の内容を説明する。
- ・「学校いじめ基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等で周知する。
- ・「学校サポートチーム」会議を年間3回開催する。

(2) 早期発見のための取組

①「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ・年度当初の校内研修において、全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。
- ・軽微と思われる事案であっても、疑いがある状況であれば生活指導夕会等で報告し、記録に残す。その報告をもとに「学校いじめ対策委員会」を開催し、「いじめの定義」を踏まえて、いじめの認知について判断する。

②児童の日常生活からいじめの^{ほうが}萌芽を素早く察知

- ・学級担任等による児童への声掛けと日常生活の観察で小さな変化を見逃さないように努める。
- ・年間3回「学校せいかつアンケート」（いじめに関する調査）を実施し、調査に基づいた個人面談を行う。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）を実施する。
- ・「いじめ発見のチェックシート」や「i-check」等の活用により児童の状況を確認する。

③被害児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信

- ・看護当番による登校時や休み時間の見守りで児童の状況を把握する。
- ・教職員は、自分が担当する学年・学級にかかわらず、いじめの疑われる事案を発見し

- たら、生活指導夕会シートに記録し、生活指導夕会で報告する。
- ・都教委による「いじめ防止カード」や外部相談窓口周知のためのチラシを配布する。
 - ・「学校せいかつアンケート」は在籍中6年間及び卒業後3年間保存する。
 - ・スクールカウンセラーは、授業や遊びの様子等を観察し、児童の様子について学級担任との話し合いをもつ。

④保護者・地域との連携

- ・いじめを含む児童の問題等について、学級担任をはじめとする様々な教職員に対して相談できることを周知する。また、年間2回の保護者面談の機会を設ける。
- ・保護者と連携して、SNSや学校非公式サイトの情報収集を行う。
- ・保護者に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等への相談方法等について周知する。
- ・いきいきスクールや学童クラブスタッフとの情報交換を実施する。

(3) 早期対応のための取組

①学校いじめ対策委員会を核とした対応

- ・把握した情報に基づいて「学校いじめ対策委員会」で対応について協議し、校長が方針を決定する。
- ・「学校いじめ対策委員会」で対応の役割分担を明確化し、対応の記録を残す。
- ・いじめの解消については、「学校いじめ対策委員会」が、いじめの事象が止んでいる状態が3ヶ月程度継続していることを確認した上で、校長が判断する。

②被害児童・加害児童・周囲の児童への取組

- ・被害児童の安全確保のため、複数の教員による声掛けや見守りを行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるケアや相談援助を行う。
- ・加害及び傍観していた児童に対する組織的・継続的な指導・観察を行う。
- ・状況に応じスクールカウンセラー等を活用し、加害児童への指導の充実を図る。
- ・いじめを伝えた児童の安全確保を徹底する。
- ・被害児童と加害児童の保護者間の認識にずれが生じることを防ぐため、「学校いじめ防止基本方針」趣旨を説明し、組織的に対応していることについて理解を得る。さらに、指導の経過について当該保護者に随時報告する。

③保護者・地域との連携

- ・ケースに応じて、いじめ対策保護者会等を開催し、いじめの現状を説明する。
- ・状況に応じてPTA役員に協力を依頼する。
- ・専門的な支援や指導が必要な場合は、「学校サポートチーム」を開設し、対応策を協議する。
- ・地域人材を活用した登下校時の見守りなどを実施する。
- ・保護者や地域住民は、SNS、インターネットを通じて行われているいじめに該当している行為を発見した場合には、速やかに学校へ通報する。通報を受けた学校は、事実関係を確認し、指導を行う。

④墨田区教育委員会・関係機関との連携

- ・定められた方法により墨田区教育委員会へ報告するとともに、墨田区教育委員会による支援を求める。
- ・暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合は、迅速に「学校サポートチーム」を通じて警察や児童相談所等関係機関と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態発生の判断

- ・校内研修で「重大事態」定義について共通理解を図る。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 被害児童の保護・相談援助

- ・墨田区教育委員会の助言を得ながら、被害児童に対する被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。
- ・被害児童が更にいじめを受けることがないように、全教職員での見守り体制を構築する。
- ・スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助、適応指導教室への通級等を実施する。

③ 加害児童への働き掛け

- ・ケースに応じた指導を徹底し、状況に応じて別室での学習等の措置を講じる。
- ・状況に応じて警察へ通報して、援助を求める。その他、加害児童の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。
- ・加害児童の状況に改善が見られない場合は、懲戒や出席停止処置を検討する。
- ・加害児童とその保護者に対するケア、スクールソーシャルワーカーによる相談援助を行う。

④ 保護者・地域との連携

- ・事態の混乱を防ぐため、墨田区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会の開催について検討する。
- ・いじめ対策緊急保護者会では、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の現状についての的確に説明する。また、必要に応じて、保護者や PTA 役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。
- ・民生・児童委員等との連携を図る。
- ・いじめ問題の解決が図れない場合は、「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言を得る。

⑤ いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ・法第 28 条に基づく調査、法第 30 条に基づく再調査

5 教職員研修計画

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組や、学級担任の果たす役割、組織的な対応等、教職員が確実にこなせるようにするため、校内研修を年 3 回実施する。これに加え、初任から 6 年目までの教員には、自己申告時や特別研修会・OJT を通して指導を実施する。

(1) いじめ問題の理解に関する研修

(2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての研修

(3) いじめ防止対策推進法や墨田区の条例・学校いじめ防止基本方針・いじめ防止プログラム及び本校のいじめ防止基本方針の周知と理解に関する研修

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者の責務について周知・啓発する

保護者会、印刷物、面談などの機会を活用し、いじめ防止対策推進法等で示されている保護者の責務について共通理解を図ると共に、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう要請する。

(2) PTA との連携活動が機能するよう、学校と PTA との意思疎通を図る

様々な場面で学校と PTA が連携して活動できるよう、普段から意思疎通を図り、互いの意図が理解し合える環境の整備に努める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域と連携した児童の見守り体制を推進する

児童たちが、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、地域の大人による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

(2) 学童クラブ、いきいきスクール、児童会と連携した児童の見守り体制を推進する

学校外での児童の様子を交換し、いじめの未然防止、早期解決を図る。

(3) 関係諸機関と連携し、いじめの未然防止、早期解決を図る

墨田区教育委員会、子育て支援総合センター、児童相談所、医療機関、警察等と連携し、いじめの未然防止、早期解決を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校いじめ防止基本方針の取組を点検・評価し、改善策を立てる

- ・年2回の校内学校評価でいじめプログラムチェックシート等を活用し、各段階における取組の実施状況を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針を改善する。
- ・保護者評価、学校関係者評価を実施し、学校いじめ基本方針改善案策定に生かす。

(2) 評価結果と改善案を学校運営連絡協議会（学校サポートチーム委員）に提示し具申を受ける

(3) 評価結果と改善案を保護者全体会等で公表し、いじめ問題に関する意識の啓発と協力体制の再構築を図る